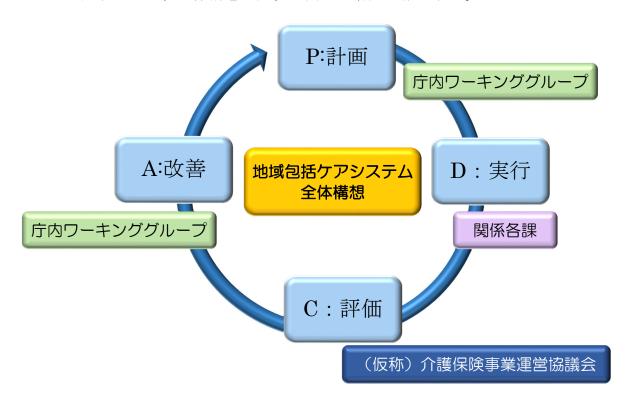
V. 推進体制

(1) 全体構想の進行管理体制

本構想の進行管理は、(2)に記載する庁内ワーキンググループで計画の策定・点検を行い、その結果を平成 28 年度に設置予定の(仮称)介護保険事業運営協議会に定期的に報告する。(仮称)介護保険事業運営協議会では、進捗状況に対して、課題抽出や地域の実情に即した評価を実施し、継続的に改善を図ることとする。このように、Plan (計画) $\rightarrow Do$ (実行) $\rightarrow Check$ (評価) $\rightarrow Action$ (改善) の PDCA サイクルを回すことで、全体構想の実現に向けて着実に推進する。



(2) 庁内の推進体制

本構想は、介護福祉課及び地域包括支援センターが中心となって推進し、分野横断的な内容については、関係各課のメンバーが集まる庁内ワーキンググループにおいて定めた庁内連携の基本方針を基に、関係各課が一丸となって推進する。庁内連携の基本方針の主な内容は以下のとおり。

①目標

地域包括ケアシステムの構築を通して、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を実現することを目標とする。

また、圏域別地域ケア会議や庁内ワーキンググループの意見等を踏まえ、次の構成要素に分けて、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」づくりに

向けて連携を図ることとする。連携にあたっては、庁内ワーキンググループの意見を基に作成した連携の視点にも留意する。

- ○構成要素:「安心・安全」「つながり・支え合い」「生きがい・役割」「健康」
 - +「庁内の連携体制」
- ○連携の視点:「担い手づくり」「高齢者に伝わる広報・周知」「既存事業の活用と 資源の再配分」

②基本方針と連携の方向性

目標とする、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」の構築に向けて、「①安心・安全」「②つながり・支え合い」「③生きがい・役割」「④健康」を軸に、介護福祉課及び地域包括支援センターがまとめ役として「⑤庁内の連携体制」を整備して関連部署と連携を図る。

連携の方向性は下記のとおり。なお、下記に挙げられていない事項等が今後発生した場合には、協議のうえ連携部署・連携内容について決定することとする。

i) 安心·安全

高齢者が、安心・安全な暮らしを続けられるよう、本人や家族の希望に応じて医療・介護が適切に提供される体制整備や生活基盤となる交通・住まいに関して、関係部署と連携を図る。

- ・分野:医療、介護、交通、住まい
- ・主な連携部署:保健福祉センター、企画政策課、まちづくり推進課

ii) つながり・支え合い

自治会や老人クラブ等の地縁団体との協働や、公民館活動等の地域資源を活用しながら、地域のつながりづくりや地域の助け合い・支え合いの仕組みづくりについて関係部署と連携を図る。

- ・分野:地域団体との連携、生活支援
- ・主な連携部署:地域政策課、社会福祉課、西吉野支所、大塔支所

iii) 生きがい・役割

高齢者が生きがいや役割を持てるような生涯学習・多世代交流等の実施や、多くの高齢者が参加できるような広報・周知方法について、関係部署と連携を図る。

- ・分野:社会参加、担い手づくり
- ・主な連携部署:生涯学習課、児童福祉課

iv) 健康

壮年期からの健康づくりと介護予防の切れ目のない支援を図るとともに、高齢者の健康状態に合った健康づくり・介護予防ができるよう、関係部署と連携を図る。

・分野: 健康づくり、介護予防

・主な連携部署:保健福祉センター、保険課、生涯学習課

v) 庁内の連携体制

地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係部署と連携を図る。

• 分野: 庁内連携、情報共有

・主な連携部署:庁内の関係部署

(3) 市民や地縁団体、介護サービス事業所等との協働

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、行政の施策のみでの達成は難しいため、 地域ケア会議や各種会議等を活用し、市民や地縁団体、介護サービス事業所等との協 働により取組を進めていく。

■地域包括ケアシステムの構築に向けた体制(現段階のイメージ図)

